

資料編

■広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳、寺社仏閣や文化財をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに近年は西部丘陵地帯に住宅が開発されています。中央公民館を中心として、文化芸術活動も活発です。

(1) 広陵町の文化芸術関連施設

名称	施設の概要	使用料	所在地
中央公民館(かぐや姫ホール)	2,066 m ² 、昭和 48 年(1973 年) かぐや姫ホール(408 席)、多目的室、工作室、大会議室、小会議室、研修室、和室	有料(減免あり)	大字笠
地区公民館(六道山、大塚、安部、平尾、足相、大垣内、赤部、斉音寺、笠、南郷、百済森、百済神主、古寺沢、大野、萱野、南、弁財天、的場、大場、中、寺戸、みささぎ台)	81~675 m ² 、昭和 48 年(1973 年)~平成 20 年(2008 年)		
総合保健福祉会館(さわやかホール)	6,478 m ² 、平成 13 年(2001 年) 大広間(和室)、大会議室、中会議室(小会議室、共用娯楽室、視聴覚室、レストラン)	有料	大字笠
グリーンパレス	2,792 m ² 、平成 2 年(1990 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) コワーキングスペース、事務所、地場産品展示即売所、軽運動室、私立保育園、和室、料理実習室、宿泊室、大ホール	有料	大字笠
図書館	2,905 m ² 、平成 9 年(1997 年) 蔵書数 305,452 冊 視聴覚室、会議室	無料	大字三吉
はしお元気村	1,888 m ² 、平成 9 年(1997 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) 会議室、音楽室、多目的ホール(固定席なし)、健康増進室	有料	大字弁財天

注 面積は延べ床面積、年表記は建設年

注 かぐや姫ホール、グリーンパレス大ホール及びはしお元気村のホールについては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)に基づくものではありません。

(2) 広陵町の文化芸術活動

①日本文化(活動割合:20%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
茶 道	1	1.6%
華 道	1	1.6%
日本舞踊	4	6.5%
着物着付	1	1.6%
将 棋	1	1.6%
囲 碁	1	1.6%
盆 栽	1	1.6%
吟剣詩舞	2	3.2%

②文芸・美術・アート(活動割合:28%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
書 道	1	1. 6%
俳 句	5	8. 1%
俳 画	3	4. 9%
詩 吟	3	4. 9%
短 歌	1	1. 6%
絵 画	3	4. 9%
写 真	1	1. 6%

③音楽・楽器(活動割合:30%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺 八	1	1. 6%
箏	3	4. 9%
大正琴	2	3. 2%
民 謡	1	1. 6%
コーラス	4	6. 5%
ピアノ	3	4. 9%
ギター	1	1. 6%
カラオケ	2	3. 2%
ウクレレ	1	1. 6%

④創作・ものづくり(活動割合:11%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
パッチワーク	1	1. 6%
和装手芸	1	1. 6%
陶 芸	2	3. 2%
組 紐	1	1. 6%
ガラス工芸	1	1. 6%
木工芸	1	1. 6%

⑤運動・教養(活動割合:8%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
フラダンス	2	3. 2%
ヨーガ・健康ヨガ	2	3. 2%
英会話	1	1. 6%

⑥子ども向け教室(活動割合:3%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺 八	1	1. 6%
茶華道	1	1. 6%

注 活動内容は中央公民館育成クラブの令和2年度実績

広陵町の文化芸術

地域での文化芸術（公民館から出てみると）

町内の文化芸術活動

【中学校の文化系部活動】
（広陵中学校）
吹奏楽部、コーラス部、美術部

（真美ヶ丘中学校）
英語部、合唱部、美術部、
パソコン部

【図書館での文化芸術活動】
・朗読ボランティア
・お話しの会ボランティア
・音楽ボランティア

【大和広陵高校の文化系部活動】
人権研究部、ESS部（英会話部）、
パソコン部、美術部、茶華道部、
文芸部、写真部、書道部、吹奏楽部

【畿央大学の文化系部活動】
茶道部、軽音楽部、教職クラブ、
アカペラ部、書道部、染物部、
アコースティック部、災害復興ボラ
ンティア部、その他に吹奏楽サーク
等のサークル活動が複数

（※文化系部活動は、社会課題解決型の部活動を含む。）

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

広陵町の文化芸術

地域での文化芸術（公民館から出てみると）

町内の文化芸術活動

【文化芸術活動】

- ・ 公共施設での作品展示
図書館展示ホール、役場町民ホール 等での作品展示
- ・ 商業施設での作品展示
エコール・マミ等での作品展示
- ・ 地域での文化芸術教室
茶道、華道、絵画、音楽 等の教室での活動
- ・ 和太鼓
舞太鼓あすか組（プロ）、広陵金明太鼓
- ・ 落語
広陵寄席、アマチュア落語広福亭 その他多くの活動が行われている。

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

(3) 広陵町の文化財

①国指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
重要文化財 (建造物)	百済寺三重塔 (鎌倉時代後期)	一基	大字百済 百済寺	明治 39 年 (1906 年)
重要文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像 附 木造十一面観音立像 (鞘仏) 附 鞘仏内納入品 (奈良時代)	一躯 一躯 一括	大字広瀬 与楽寺	平成 17 年 (2005 年)
特別史跡	巢山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	昭和 27 年 (1952 年) 平成元年 (1989 年)
史跡	乙女山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字寺戸 河合町大字佐味田	昭和 31 年 (1956 年)
史跡	牧野古墳 (古墳時代後期)	一基	馬見北 8 丁目	昭和 32 年 (1957 年)

②県指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	教行寺 (本堂 江戸末期) 附 獅子口 二個 附 文久境内指図 一点	二棟	大字萱野 教行寺	平成 19 年 (2007 年)
有形文化財 (絵画)	板絵著色両界曼荼羅図 (室町時代)	二面	大字の場 大福寺	昭和 61 年 (1986 年)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像、竜王像及 び雨宝童子像 (室町時代)	三躯	大字の場 大福寺	昭和 42 年 (1967 年)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫伝弥勒菩薩座像 (平安時代)	一躯	大字南郷 弥勒講	昭和 54 年 (1979 年)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像 (平安時代)	一躯	大字古寺 正楽寺	平成 6 年 (1994 年)
有形文化財 (彫刻)	木造弘法大師座像 (南北朝時代)	一躯	大字広瀬 与楽寺	平成 7 年 (1995 年)
有形文化財 (書跡・典籍)	瑞夢記 (室町時代)	一卷	大字の場 大福寺	令和 4 年 (2022 年)
史跡	三吉石塚古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	平成 4 年 (1992 年)

③町指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	百済寺本堂 (江戸時代中期)	一棟	大字百済 百済寺	平成 10 年 (1998 年)
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天像 附 像内納入印仏 (平安時代)	一躯 一括	大字南 長泉寺	平成 10 年 (1998 年)
有形文化財 (工芸品)	黒漆塗春日厨子 (室町時代)	一基	大字広瀬 与楽寺	平成 10 年 (1998 年)
史跡	安部山古墳群 (古墳時代後期)	四基	馬見南 2 丁目	平成 8 年 (1996 年)
天然記念物	八坂神社 ケヤキの巨樹	一木	大字古寺 八坂神社	平成 8 年 (1996 年)
民俗文化財	大垣内の立山祭		大字三吉	平成 8 年 (1996 年)
民俗文化財	天神社の綱打ち		大字広瀬 天神社	平成 10 年 (1998 年)

④その他

名称	概略	所在地
讃岐神社	式内社。竹取物語の伝承地	大字三吉
小北稻荷神社	7世紀頃舒明天皇時代の創建と伝えられる。	大字中
櫛玉比女命神社	式内社。戸閉祭	大字弁財天
稻荷神社	ムクノキの巨樹	大字南郷
八皇子神社	名替え	大字広瀬
祐福寺	誕生釈迦仏立像	大字疋相
念願寺	誕生釈迦仏立像	大字沢
箸尾城跡	室町時代、箸尾氏の居城	大字弁財天
竹取公園の古代住居	復元された古墳時代の住居	大字三吉
南郷環濠集落	整備された環濠	大字南郷
三吉 2 号古墳	帆立貝形古墳	大字三吉
タダヲシ古墳	前方後円墳	大字三吉
佐味田狐塚古墳	帆立貝形古墳	大字三吉
石ヶ谷古墳	横穴式石室	馬見北
三吉一番地古墳	横穴式石室	大字三吉
新木山古墳	大型前方後円墳(陵墓参考地)	大字三吉
新山古墳	大型前方後方墳(陵墓参考地)	大字大塚
モエサシ古墳群	1・2号墳:円墳 3号墳:前方後円墳	みささぎ台
エガミ田古墳群	6 基の古墳	みささぎ台
池上古墳	帆立貝形古墳	大字大野
文代山古墳	大型方墳	大字寺戸

（４）文化芸術に関する法律及び国際規約等

■文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下

「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができると

ともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下

「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講

ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成二十四年法律第四十九号

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 基本的施策（第十条―第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆^{きずな}を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年法律第四十七号

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条―第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2** 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞

しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(5) 学校・社会福祉施設ヒアリングまとめ

文化芸術に関するヒアリング調査概要

1 ヒアリング調査の目的

町の文化芸術施策における連携等が不十分であった学校及び社会福祉施設においてヒアリング調査を実施し、社会包摂に対する文化芸術施策の展開に資することを目的とする。

学校・社会福祉施設における

- 1 必要課題の洗い出し
- 2 要求課題の洗い出し

- ・文化芸術施策の展開
- ・アウトリーチ活動の現状把握及びニーズ把握

2 調査方法

単なるアンケート調査とはせず、事前に調査項目を送付し、担当者が学校や施設を訪問した上で、調査項目の内容についてヒアリングを実施。また、学校や施設から直接聴くことにより、アンケート項目外の課題やニーズを見つける。

アンケート項目は、現時点での仮説に過ぎない

ヒアリング実施

要求課題
必要課題
ニーズ
明確化

3 調査対象

(1) 学校

中学校	2校
小学校	5校
・文化芸術体験等の現状 ・文化芸術体験等のニーズ ・文化芸術体験等における課題（学校・児童生徒）	

定例校長会において、担当課からこれまでの経緯、ヒアリング調査の趣旨等についての説明を実施。回答は、学校における文化芸術活動等について総合的に回答できる教員が行う。

(2) 社会福祉施設

高齢者福祉施設	5施設
障がい者福祉施設	3施設
・文化芸術体験等の現状や入所者への効果 ・文化芸術体験等のニーズ ・文化芸術体験等における課題（施設・人員・入所者）	

各施設宛に依頼文書等を送付。新型コロナウイルス感染症対策により、外部からの訪問を制限している施設もあることから、個別に対応を行う。

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

第8回広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会資料

文化芸術に関するヒアリング調査結果概要

1 学校

(1) 主に実施している文化芸術活動の分野

小学校	演劇及び音楽が中心
中学校	演劇、音楽に 古典芸能 が加わる

(2) 行っている文化芸術活動の種類

小学校	鑑賞、 創造、交流
中学校	鑑賞、 発表

(3) 文化芸術活動で支援を受けたいもの

小学校	訪問 による鑑賞・体験機会の提供、鑑賞の相談や 情報提供 、鑑賞の支援
中学校	訪問 による鑑賞・体験機会の提供、鑑賞の相談や 情報提供 、器具等の提供、鑑賞の支援、 専門家の助言・指導

(4) 児童生徒における文化芸術に関する課題

学校共通課題	・興味の対象が広く目を向けにくい。 ・興味の対象がネット動画等デジタル媒体に偏っている。 ・身近に文化芸術に触れたり体験できる機会が少ない。 ・鑑賞をネットの検索結果で済ませる傾向にある。
--------	---

2 社会福祉施設

(1) 主に実施している文化芸術活動の分野

高齢者	音楽を中心に 演芸、映画、生活文化
障がい者	音楽を中心に 美術、映画

(2) 行っている文化芸術活動の種類

高齢者	鑑賞、創造、交流、発表
障がい者	創造、鑑賞、発表、交流

(3) 文化芸術活動で支援を受けたいもの

高齢者	訪問 による鑑賞・体験機会の提供、鑑賞や創造活動の 相談や情報提供 、鑑賞の支援
障がい者	鑑賞の支援、 訪問 による体験機会の提供、創造活動や、発表展示に関する 相談や情報提供

(4) 社会福祉施設における文化芸術に関する課題

高齢者	・利用者の身体状況が大きく影響する。 ・誰に依頼して良いのか分からない。 ・費用をかけられない。 ・充てられる時間がない。
障がい者	・利用者の身体状況が大きく影響する。 ・人員体制が厳しい。 ・誰に依頼して良いのか分からない。 ・費用をかけられない。

第9回広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会資料

（６）広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例

令和元年 12 月広陵町条例第 20 号

（設置）

第 1 条 広陵町（以下「町」という。）の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- （2）町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

（組織及び委員）

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）広陵町社会教育委員から推薦のあった者
- （3）広陵古文化会から推薦のあった者
- （4）広陵町文化協会から推薦のあった者
- （5）公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブから推薦のあった者
- （6）広陵中央公民館の建て替えを要望する会の代表者
- （7）広陵町区長・自治会長会から推薦のあった者
- （8）副町長
- （9）町民からの公募により選考した者
- （10）その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり担当課及び文化行政担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(7) 委員

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員名簿

区分	委員名	団体名等
学識経験者	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
	松本 茂章	静岡文化芸術大学教授
町内関係団体	岡田 誠治 R3.6～	広陵町社会教育委員
	石井 保雄	広陵古文化会
	艮 佳信	広陵町文化協会
	坂口 忠雄	公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブ
	寺井 保	公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブ
	大藪 慎二	広陵中央公民館の建て替えを要望する会代表
	池嶋 隆 R3.6～	広陵町区長自治会長会
	竹井 三男 R2.2～R3.3	広陵町区長自治会長会
	松井 宏之	副町長
公募	生嶋 純子	公募委員
	宿久 和美	公募委員

(8) 審議経過

ア 会議

会 議	日 付	内 容
第1回	令和2年2月22日	委嘱、諮問、学習会（中川委員長による学習会）、意見交換
第2回	令和2年8月2日	松本委員による学習会、意見交換
第3回	令和2年10月11日	広陵町の文化芸術の現状と課題、学習会（中川委員長）、グループワーク（質疑応答）
第4回	令和2年11月29日	広陵町の文化芸術の現状と課題、広陵町の文化芸術の方向性について
第5回	令和3年1月17日	広陵町の文化施設（公民館等）のあり方、広陵町の文化芸術振興について
第6回	令和3年3月13日	広陵町の「文化芸術推進基本計画（仮称）に関する基本方針（案）」（ビジョン）について
第7回	令和3年6月22日	広陵町の文化芸術推進ビジョンの決定、文化芸術推進基本計画について
第8回	令和3年9月4日	文化芸術に関するヒアリング調査、中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）、文化芸術推進基本計画について
第9回	令和3年10月10日	中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）について、文化芸術推進基本計画（素案）について
第10回	令和3年11月28日	中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）について、文化芸術推進基本計画（案）について
第11回	令和4年1月16日	中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）について、文化芸術推進基本計画（案）について、答申案について
第12回	令和4年2月12日	答申案のとりまとめ

イ グループヒアリング（集合型・シートヒアリング）

日付又は期間	内 容
令和３年１１月２１日	・若者グループヒアリング １５人参加
令和３年１１月２４日	・公民館育成クラブ集合型グループヒアリング 午前：８団体 午後：１８団体 参加
令和３年１２月１３日 から同月２４日まで	・公民館育成クラブ シートヒアリング ３２団体中２４団体から回答（回答率７５％）

ウ 学校・社会福祉施設アンケート及びヒアリング調査

期 間	内 容
令和３年９月２１日 から１０月８日まで	【学校】 ・中学校：２校 ・小学校：５校 【社会福祉施設】 ・高齢者福祉施設：５施設 ・障がい者福祉施設：３施設

エ 視察

日 付	内 容
令和３年１０月２２日	ウィズ明石（兵庫県明石市）※事務局による視察
令和３年１１月５日	三宅町交流まちづくりセンターMiiMo（みいも） （磯城郡三宅町） 委員：８人視察
令和３年１２月１３日	川西文化会館（磯城郡川西町） 委員：６人視察

